

旭川市水防計画の変更要旨

1 組織見直しに伴う名称変更

「第2章第1節第2 水防本部の組織」において、令和7年4月の本市の組織見直しに伴い、部局の名称を変更する。

2 旭川市消防本部の連絡先変更に伴う変更

「第2章第2節第2 隣接市町村水防管理団体との協力応援」において、旭川市消防本部の連絡先を変更する。

3 本市における水防活動の実態を踏まえた修正

消防機関（消防本部、消防署及び消防団）が水防活動を行うこととしている本市の実態を踏まえ、以下の記載内容を修正する。

- ・第4章第3節第1 水防活動用の警報等
- ・第5章第1節第3 消防機関の非常配備
- ・第5章第5節 緊急通行
- ・第6章第1節第1 公用負担
- ・第6章第1節第2 公用負担権限委任証

4 北海道水防計画との整合を図ることによる修正

「第7章第2 水防活動実施報告」において、北海道水防計画における取扱いとの整合を図るため、記載内容を修正する。

5 別表1 旭川市水防本部の組織図の変更

令和7年4月の本市の組織見直しに伴い、旭川市水防本部の組織図を変更する。

6 別表2 消防本部・署の組織図の変更

令和7年4月の本市の組織見直しに伴い、消防本部・署の組織図を変更する。

7 別表10 水門の設置場所

旭川市建設管理部によるペーパン川復旧工事に伴い整備した、排水樋門を追加する。

8 別表12 水防通信連絡の変更

関係機関の連絡先変更、令和7年4月の組織見直し等により、連絡表を変更する。

9 様式3 水防活動実績報告書の変更

北海道水防計画に規定されている様式に変更する。